

# 添田町道路台帳電子化及び 公開型 GIS 等構築業務

特記仕様書

令和8年4月

添田町 まちづくり課

## 添田町道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務 特記仕様書

1	目次	1
1	基本事項	3
1.1	業務の名称	3
1.2	調達背景・目的	3
1.3	システム化範囲	3
1.4	本業務の範囲	3
2	本調達の要件	4
2.1	履行期間	4
2.2	成果物	4
2.3	費用の考え方	5
3	業務要件	5
3.1	本システムの初期構築作業	5
3.1.1	全体計画	6
3.1.2	道路台帳電子化	6
3.1.3	各種主題データ整備・調整	6
3.1.4	システム要件整理及び環境構築	7
3.1.5	ネットワークや端末設定等の利用環境の整備	7
3.1.6	システムの初期セットアップ	7
3.2	本システムの提供	7
3.2.1	機能要件	7
3.2.2	非機能要件	8
3.3	運用・保守	8
3.3.1	運用・保守体制	8
3.3.2	運用・保守実施内容	8
4	プロジェクト体制	9
5	会議体運営	11
6	研修	11
7	テスト	11
7.1	サービス提供における取扱い	11
7.2	テスト計画書の作成	11
7.3	テストに係る要件	12
7.3.1	受注者が実施するテスト	12
7.3.2	当町職員が主体となって実施するテスト	12
8	スケジュール	12
8.1	サービス開始日（システム本稼働日）	12
8.2	作業スケジュール	12
9	その他	13
9.1	更新データの搭載支援	13

9.2	運用支援	14
9.3	貸与品	14
9.4	機密保護・個人情報保護	14
9.5	不適合責任	15
9.6	契約期間終了時のデータの引継ぎ	15
9.7	法令等の遵守	15
9.8	著作権に関する留意事項	15
9.9	協議	16
9.10	完了検査	16
9.11	提出書類	16
9.12	成果品の帰属	16
9.13	資料作成支援	16
別紙 1	: システムの全体構成	17
別紙 2	: 道路台帳電子化の要件	18
別紙 3	: 搭載対象データ一覧	27
別紙 4	: 機能要件一覧（公開型 GIS）	28
別紙 5	: 非機能要件一覧	32
別紙 6	: 機能要件一覧（編集用サーバ）	35

## 1 基本事項

道路台帳電子化及び公開型 GIS 等構築業務特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、添田町が、道路台帳を電子化し、行政情報（道路台帳、ハザードマップ、航空写真等）をインターネット上で公開することを目的として、公開型 GIS サービスを調達するにあたり、その仕様を定めたものである。

### 1.1 業務の名称

添田町道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務（以下「本業務」という。）

### 1.2 調達の背景・目的

デジタル技術の急速な進展により、社会や価値観、生活様式が変容し、行政サービスに対する住民ニーズは多様化している。また、今後、公務員数の減少が見込まれる中、効率的な行政運営を目指すことが求められている。

行政情報（道路台帳、ハザードマップ、航空写真等）をインターネット上で閲覧可能とすることで、住民や事業者等がいつでもどこからでも、行政から提供される正確な情報を確認することができるため、住民サービスの向上や問い合わせ対応の減少等による事務の効率化に寄与する。

また、行政情報（地理情報）のオンラインでの提供は、平時のみならず防災や、災害発生時においても、各種インフラの被害状況、復旧状況を正確に住民に伝達する上で効果が期待される。

このことから、当町は、この度、道路台帳を電子化し、その情報をインターネット上で閲覧可能とするための「公開型地理情報システム（以下「公開型 GIS」という。）」を導入し、わかりやすく正確な情報提供による住民や事業者の利便性向上や行政事務効率化につながるよう本調達を実施するものである。

なお、本業務は国の地域未来交付金(デジタル実装型 TYPE A)を活用するものであるため、構築する公開型 GIS はその趣旨を踏まえたものとし、デジタル庁の公開するモデル仕様書に準拠したものとする。

### 1.3 システム化範囲

システム化範囲は、本業務で電子化された道路台帳をはじめ、ハザードマップや航空写真等の行政情報をLGWAN-ASPで構築する編集用サーバに集約し、庁内で情報共有するとともに、職員自ら庁内編集機能を用いて登録・編集したデータを公開型GISと連携させる仕組みを構築し、セキュリティが担保されたクラウド環境の中において提供されている公開型GISサービスを通じて、発注者が保有する各種地図情報をインターネット上で閲覧者に提供する環境を構築することである。

本業務で構築するサービス（以下「本システム」という。）の全体像は別紙1「システムの全体構成」のとおり。

### 1.4 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本システムの初期構築作業
  - ・全体計画
  - ・道路台帳電子化
  - ・各種主題データ整備・調整
  - ・システム要件整理及び環境構築
  - ・ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
  - ・システムの初期セットアップ
  - ・テストの実施及び当町職員によるテスト実施への支援
- (2) 本システムの提供
- (3) 本システムの運用・保守
- (4) システム導入に係るプロジェクト管理
- (5) 会議体運営
- (6) 研修

なお、本仕様書に基づく調達のプロセスで明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

## 2 本調達の要件

### 2.1 履行期間

- (1) 本システムの初期構築作業  
契約締結日から令和9年2月28日まで
- (2) 本システムの提供  
本稼働の開始日（令和9年3月1日）から令和9年3月31日まで  
なお、次年度以降のシステムの運用保守については別途契約を行うものとする。

### 2.2 成果物

- (1) 成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに発注者に提出し、確認を受けること。
- (2) 成果物としての書類は任意のサイズで用紙に印刷できる形式とすること。
- (3) 成果物としての各種ドキュメント等の書類はWord、Excel、PDF形式等の電子データでの納品も行うこと。
- (4) 成果物として次の資料と必要に応じて補足資料を提出すること。

図表1 成果品

項目	細目	補足	数量
業務計画書、作業工程表	—	本資料は、契約締結後、作業着手までに発注者に提出し承認を受ける	1式
システム構築	設計書	システムセットアップ内容を記載した資料	1式
	テスト報告書	システムへの要求事項に対するテスト結果を取りまとめた資料	1式
	研修資料	研修対象者への配布用に印刷	1式
	操作マニュアル	・運用担当者向けおよび利用者向けそれぞれについて、詳細版および簡易版を用意すること。	1式

項目	細目	補足	数量
		<ul style="list-style-type: none"> <li>機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うこと。</li> <li>テスト開始日までに納品すること。</li> </ul>	
	定期報告	以下の項目について、令和9年3月1日から3月31日までの運用状況を発注者に報告すること。本業務終了後のシステム運用期間中においては、4半期に1回の報告を継続して実施すること。 ①SLA（SLA順守状況） ②障害報告（障害対応実績） ③その他（必要に応じて） ①②以外の一時的業務遂行についての報告、更なるシステム品質向上に向けた提案 など	1式
住宅地図データ	—	住宅地図ライセンス（同時接続10ライセンス）	1式
道路台帳電子化関連	—	別紙2「道路台帳電子化の要件」第16条のとおりとする。	1式
報告書等	—	①業務報告書、②照査報告書、③打合せ協議簿、④その他協議により必要とされた資料	1式
その他	—	提案に基づく成果品等	1式

## 2.3 費用の考え方

構築費用並びに運用期間に発生する費用を第7号様式見積書に明記すること。

### (1) 構築費用（初期費用）

- システム導入にあたり、必要な初期導入費用を記載すること。
- 当町が保有する地図情報等、既に保有する電子データの移行に発生するデータ整備費用について、必要な費用を記載すること。

### (2) 運用費用

- 本システムの運用開始後に発生する費用（保守を含む利用料金）を記載すること。ただし、運用費用の支払いについては、本格稼働後から開始するものとする。
- 本稼働開始から60か月（令和9年4月1日～令和14年3月31日まで）の運用費用を参考として記載すること。

### (3) その他の経費

- 提案書に記載した有償オプションについては、契約期間中に発生する費用を運用費用として第7号様式見積書に含めること。

### (4) 本システムを利用する地方共通団体共通で対応すべき事項にかかる費用

- 国の法改正等により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。
- 追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、発注者と協議の上、承認を得ること。

## 3 業務要件

### 3.1 本システムの初期構築作業

### 3.1.1 全体計画

#### (1) 作業計画

本業務の内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、実施計画書にとりまとめるものとする。

現行の実施工程に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した工程表を提出し、「発注者」の承認を得なければならない。

工程表について「発注者」が特に指示をした場合には、さらに細部の実施工程表を提出しなければならない。特に時期の定められた箇所及び項目については、「発注者」と事前に協議し、工程の進捗を図らなければならない。

#### (2) 資料収集整理

本業務での必要書類の収集・整理を行い、発注者の承諾のもとに資料の複製を行うものとする。なお、資料類の時点は原則として最新時点とし、データ化されている資料については極力データにより、かつ流通性が高いフォーマットにより貸与するものとする。

#### (3) 打ち合わせ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（2回）、成果品納入時の4回を対面で行うことを基本とするが、業務の性質上必要と認められる場合は対面で又はWEB会議システムで適宜行うこととする。

### 3.1.2 道路台帳電子化

本町が管理する町道に関して、道路台帳電子化データを整備すること。

作業内容は、別紙2「道路台帳電子化の要件」のとおり。

### 3.1.3 各種主題データ整備・調整

#### (1) データ調整

発注者が貸与する既存地図情報等を本システムに搭載するものとする。

搭載対象データは、汎用的なファイルフォーマット(Shape、CSV形式等)にて発注者から受託者に提供する。

搭載対象となるデータは、別紙3「搭載対象データ一覧」に記載のとおり。

#### (2) 市販データ調達・調整

本システムに追加搭載する市販データは以下のとおり。受託者はデータ調達、変換を実施し、搭載すること。

図表2 追加調達対象データ一覧

種類	数量	調達仕様	対象システム
住宅地図	同時接続 10 ライセンス	買取	編集用サーバ

### 3.1.4 システム要件整理及び環境構築

#### (1) システム要件整理・設計

本システムの構築上必要となるシステム要件について整理し、受託者がシステム設計書として取りまとめるものとする。なお、詳細については発注者と受託者の協議の上、決定するものとする。

図表3 システム要件整理・設計項目の一覧

項目	内容	対象システム	
		公開型GIS	編集用サーバ
システム要件	制約条件、機能・非機能要件の整理を含む	○	○
アカウント構成	管理者ユーザ	○	○
	ユーザグループ	-	○
レイヤ要件	レイヤ構成	○	○
	ユーザグループ権限	-	○
TOPページデザイン	-	○	○
公開コンテンツ・テーマ	-	○	-
システム運用要件	-	○	○

#### (2) システム環境設定

受託者は、受託者作業場所において本システム環境を構築する。実施する内容は以下のとおりとする。なお、詳細については発注者と受託者の協議の上、決定するものとする。

図表4 システム環境設定項目の一覧

項目	内容
レイヤ設定	図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等
ユーザグループ設定	管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等
図形レイヤ・属性テーブル権限設定	表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等
データベース設定	検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等
公開型GISと編集用サーバの連携設定	編集用サーバSに搭載されたレイヤを、職員の操作で公開型GISに反映させるための設定

### 3.1.5 ネットワークや端末設定等の利用環境の整備

システムを利用するため、ネットワークや端末設定等の確認を行ったうえで、必要な調整を実施すること。詳細は発注者と協議のうえ決定すること。

### 3.1.6 システムの初期セットアップ

構築したシステム環境を本番環境にセットアップするものとする。

## 3.2 本システムの提供

### 3.2.1 機能要件

(1) 公開型GISについては、別紙4「機能要件一覧(公開型GIS)」を全て満たすこと。

- (2) 編集用サーバについては、別紙6「機能要件一覧（編集用サーバ）」の7割以上の機能を有すること。

### 3.2.2 非機能要件

- (1) 別紙5「非機能要件一覧」において、公開型GIS（サービス）に求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を提案書に記載すること。
- (2) 受注者とは「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、サービス利用契約を締結する。
- (3) S L Aに係る項目※1については、サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかった場合のサービス対価の減額等のルールも含め、協議により決定すること。なお、S L Aに関する項目の要求水準値は、必要に応じ、発注者と受注者が協議して見直すことができるものとする。
- (4) その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、受注者に対し改善策の報告を求めることが出来る。

※1「S L Aに係る項目」は次の項目とする。

- ・「可用性」-「継続性」のうち、「RTO（目標復旧時間）」及び「稼働率」
- ・「性能・拡張性」-「性能目標値」の各項目

## 3.3 運用・保守

### 3.3.1 運用・保守体制

- (1) 本サービス（システム）は、5年間の利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2) 職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間及び連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。
  - ・ 電話での問合せ：平日の午前9時から午後5時15分まで
  - ・ メールでの問合せ：常時
- (3) 問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

### 3.3.2 運用・保守実施内容

- (1) 問合せ対応

- ・ 職員からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと。
  - ・ 問合せ窓口寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。
- (2) 障害対応
- ・ 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受注者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
  - ・ 障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
  - ・ 障害発生連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
  - ・ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
  - ・ 導入したサービス（システム）において、ウイルスの検出や不正アクセス等の事象が発生した場合は、運用担当者と協力し、対応及び原因究明を行うこと。
- (3) システム保守
- ・ 受注者は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
  - ・ 導入したサービス（システム）に関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、運用担当者へ説明すること。モジュールの適用は、運用担当者の承認を得た上で実施すること。
  - ・ 導入したサービス（システム）で使用するソフトウェアに対するセキュリティホールが各メーカーより報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適応の必要性を判断し、運用担当者へ報告すること。協議の結果、適応が必要であると運用担当者が判断した場合は、対策を実施すること。
- (4) その他
- ・ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
  - ・ その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

#### 4 プロジェクト体制

受注者は、本書に基づき、システム構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだ業務実施計画書を作成すること。

なお、プロジェクト管理における品質基準・要員スキル要件は以下の通りとする

図表5 品質基準

管理項目	管理内容
進捗管理	業務実施計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
品質管理	業務実施計画書策定時に定義したシステム構築等作業の品質管理方針に基づく品質管理を実施すること 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
課題・リスク管理	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。受注者は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合には、発注者に報告すること
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受注者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、発注者と協議のうえ、対応方針を確定すること

図表6 要員スキル要件

本業務での役割	要求するスキル	スキルの詳細
管理技術者	プロジェクト管理能力を有する者	業務実施計画書を策定し、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること 資格要件：測量士の資格を有すること
照査技術者	品質管理能力を有する者	受注者の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること 資格要件：空間情報総括監理技術者の資格を有すること
担当技術者	導入サービスに関する専門知識を有する者	導入するソフトウェア（OS、ミドルウェア含む。）に関する専門知識と、本件の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること
	システム導入業務に関する知識を有する者	本件のスコープに適合した各自治体業務に精通し、他自治体事例等を提供し、業務改善及びカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有すること

## 5 会議体運営

本システムの初期構築作業期間中において受注者は、定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催すること。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、対面を基本とするが、状況に応じて Web 会議等も活用できるものとする。

各会議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

## 6 研修

システム利用者である職員及びシステム管理者向けの研修を実施すること。

研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要な一連の要素は受注者の負担にて準備すること。

詳細な研修要件については、下表に示す。

図表 8 研修要件

項目	研修内容	実施回数	対象者
システムの概要の説明	システムの概要・背景等を説明する。	1回	運用担当者、関係職員
システムの操作の説明	システムの操作説明をする。操作説明の際は、発注者の運用に合わせた操作マニュアル（管理者用・利用者用の両方）を準備すること。	3回	編集用サーバの利用を想定している職員
運用・保守の説明	システムの運用保守に関する必要事項等を説明する。	1回	運用担当者

## 7 テスト

### 7.1 サービス提供における取扱い

サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、当町用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

また、編集用サーバに搭載されたレイヤを、職員の操作で公開型 GIS に反映する流れについては、発注者の検証を受けることとする。検証内容は以下のとおりとする。

- ・編集用サーバによるデータ更新
- ・更新データの公開処理(編集用サーバ→公開型GIS)
- ・公開型GISのデータ確認

### 7.2 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者

を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出し、承認を得ること。

### **7.3 テストに係る要件**

#### **7.3.1 受注者が実施するテスト**

- (1) 受注者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- (2) 受注者はテストの実施に必要な発注者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- (3) テストスケジュールは、発注者への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- (4) テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (5) 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- (6) テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、発注者に報告すること。
- (7) テストデータは、原則として受注者において用意し、責任を持って管理すること。
- (8) テストに特別な環境が必要な場合は、受注者の負担と責任において準備すること。
- (9) テストに必要な端末等は、当町所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受注者の責任において実施すること。

#### **7.3.2 当町職員が主体となって実施するテスト**

- (1) テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。
- (2) テストの実施にあたり、発注者の求めに応じてサポートすること。
- (3) 可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- (4) テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- (5) テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し発注者の承認を得ること。

## **8 スケジュール**

### **8.1 サービス開始日（システム本稼働日）**

令和9年3月1日

### **8.2 作業スケジュール**

- (1) スケジュール
  - ・提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで（サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間まで）のスケジュール（案）を作業工程等が分かるよう業務実施計画書に詳細に示す

こと。

- ・なお、具体的なスケジュールについては、発注者との当該業務の契約締結時までに協議のうえ決定する。
- ・当町が現時点で想定するシステム構築スケジュールは以下のとおり。

図表9 システム構築スケジュール

項目	令和8年度									令和9年度
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
テストサイト構築	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
内部検証							■	■		
テスト稼働								■	■	
本稼働									■	■
計画準備等	： 契約締結～ 6月下旬									
テストサイト構築	： 7月上旬～ 12月下旬（約6か月）									
内部検証	： 1月上旬～ 1月下旬（約1か月）⇒ データの確認、調整を実施									
テスト稼働	： 2月上旬～ 2月下旬（約1か月）⇒ 要望への対応・システム調整を実施									
本稼働	： 3月上旬～									

(2) 作業工程等

- ・スケジュール（案）で示した作業工程について、その内容や役割分担等について業務実施計画書に記載すること。

(3) 留意事項

- ・本サービス（システム）の本稼働の前に職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。
- ・内部検証後に、テスト稼働を実施するものとする。テスト稼働期間は、令和9年2月上旬～2月下旬までの概ね1か月間を想定している。

9 その他

9.1 更新データの搭載支援

受託者は、運用期間中に更新された以下の項目データを本システムに反映する。これらの経費についても、本稼働開始から60か月（令和9年4月1日～令和14年3月31日まで）のデータ更新費用を参考として第7号様式見積書に計上すること。道路台帳補正等のデータ修正作業は、本業務に含まない。本業務で対象となるデータ・回数を下表に示す。

図表10 更新対象データ一覧

項目	回数(更新周期)	備考
航空写真	1回/5年	業務委託により更新したデータを提供
住宅地図	2回/5年	住宅地図リリースのタイミングで速やかに更新すること

道路台帳	5回(1回/年)	業務委託により更新したデータを提供 (認定路線網図、道路台帳図及び関連するデータ)
地番図	5回(1回/年)	業務委託により更新したデータを提供

## 9.2 運用支援

本システム導入後、利用促進のための運用支援を行うものとする。これらの経費についても、第7号様式見積書に計上すること。

- (1) フォローアップ研修
  - ・年1回、希望者を対象に研修会を実施する。
- (2) レイヤ作成支援
  - ・職員による簡易な変更作業(職員によるデータ更新、レイヤ追加、レイヤ表示色の変更等)についての支援を行うこと。
  - ・ただし、データの入力、個別の設定変更等の作業において、受注者が行う作業が発生する場合は、発注者と受注者が協議の上、必要に応じて別途契約を行うものとする。
- (3) 図表10「更新対象データ一覧」に記載のないデータ更新
  - ・職員によりデータ更新を実施する際、適宜データ更新支援を行う。

## 9.3 貸与品

機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適正に管理しなければならない。

発注者は、受注者に対し本業務に必要と認められる以下の資料を貸与する。

- ・既存個別GISデータ
- ・整備対象データに係る資料
- ・その他、発注者が必要と認める資料

受注者は責任を持ってこれを保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損のないようその取り扱いには充分注意すること。

情報保護の観点から ISMS、プライバシーマーク認定書と認証基準に基づいた、企業における「情報管理セキュリティ・情報管理体制書」等を提出し、発注者の承認を得ること。

## 9.4 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに発注者に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要

性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務の実施中に発生した諸事故に対して一切の責任を負い、その原因、経過及び被害内容等について速やかに発注者に報告するものとする。また、損害賠償の請求があった場合、全て受注者の責任において処理することとする。

## 9.5 不適合責任

- (1) 本システム本運用開始後1年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、発注者が改良を請求したときは、発注者と協議の上、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、発注者からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

## 9.6 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを発注者に無償で引き継ぐこと。データ形式は汎用的なファイルフォーマット(Shape、CSV、JPEG形式等)を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を発注者が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、発注者に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、発注者に別途請求しないこと。

## 9.7 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げるほか、別紙2（道路台帳電子化の要件第4条）の法令等を遵守すること。

- (1) 国等で定められた法・ガイドライン
  - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
  - ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 当町が定める条例・セキュリティポリシー等
  - ・ 添田町財務規則
  - ・ 添田町情報公開条例
  - ・ 添田町個人情報保護法施行条例
  - ・ 添田町情報セキュリティポリシー
  - ・ その他関係条例等

## 9.8 著作権に関する留意事項

第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

## 9.9 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、発注者と協議を行うこと。

## 9.10 完了検査

本業務は、業務完了届・成果品納品書と共に成果品を提出し、管理技術者立会いの上、発注者の業務完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、業務完了後といえども成果品に誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者は責任をもって再検査し、直ちにその誤り等を訂正しなければならないものとする。

## 9.11 提出書類

受注者は、業務の着手にあたり予め以下の書類を発注者に提出し、受領・承認を経なければならない。

- ・ 着手届
- ・ 管理技術者決定通知書、照査技術者決定通知書、担当技術者決定通知書
- ・ 業務工程表
- ・ 業務計画書

受注者は、作業の進捗状況を発注者にその都度書面又は電子メールにより報告するとともに、作業月報を提出する。

## 9.12 成果品の帰属

受注者は、本業務で得られた成果品及び中間成果品の著作権、ならびに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を発注者に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。

## 9.13 資料作成支援

本業務は地域未来交付金(デジタル実装型 TYPE A)を活用して実施するため、受注者は実績報告に係る資料作成等の支援を行うこと。

# 別紙1：システムの全体構成



## 別紙 2: 道路台帳電子化の要件

### 第1章 業務概要

#### 第1条 (目的)

本業務では本町が保有するマイラー図面で管理されている道路台帳図について、移動計測車両 (MMS) による電子化を行うとともに、公開型 GIS に搭載し住民公開することを目的とする。また、道路管理事業において、道路台帳図の電子化を行うタイミングで、整備時期の違いや年度更新による情報のばらつきを解消することで、業務の効率化及び維持管理の高度化並びに窓口業務対応等における住民サービスの向上を図ることを目的とする。

#### 第2条 (業務概要)

業務概要は、以下のとおりとする。

道路台帳電子化 (レベル 1000)		
(1)	打合せ協議	1 式
(2)	計画準備・資料収集整理	1 式
(3)	道路台帳整備基準書作成	1 式
(4)	移動計測車両 (MMS) 計測	213.85km
(5)	道路台帳図データ作成	213.85km
(6)	調書データ作成	213.85km
(7)	告示資料作成	279 路線
(8)	道路照明灯データ作成	30 基
(9)	微地形表現図 (赤色立体地図) 作成	1 式
(10)	三次元道路情報システム	1 式
(11)	成果品作成	1 式

#### 第3条 (認定町道の状況)

認定町道の状況は、以下のとおりとする。

路線数 (1 級路線数)	11 路線
路線数 (2 級路線数)	28 路線
路線数 (その他路線数)	240 路線
路線延長	213.85 km
橋梁数	166 橋
踏切数	6 箇所

#### 第4条 (準拠する法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に掲げる法令及び規定等に準拠して実施するものとする。

- (1) 測量法（最終改正：平成 23 年法律第 61 号）同法施行令・施行規則
- (2) 道路法（最終改正：平成 28 年法律第 19 号）同法施行令・施行規則
- (3) 地方交付税法（最終改正：平成 29 年法律第 1 号）同法施行令
- (4) 道路構造令（最終改正：平成 23 年政令第 424 号）
- (5) 作業規程の準則（国土交通省）
- (6) 道路施設現況調査要項（国土交通省道路局発行）
- (7) 品質の要求、評価及び報告のための規則（国土地理院）
- (8) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証基準及びプライバシーマーク認証基準
- (9) 市町村道事業の手引（建設省道路局）
- (10) その他関係法令及び諸規則並びに通達等

#### 第5条 (貸与資料)

本町は、受注者に以下の資料を貸与するものとし、受注者は貸与された資料について損傷及び紛失等がないように、取扱い及び保管を慎重に行うものとし、本業務完了後は速やかにこれを返却するものとする。

- (1) 道路台帳図（紙図面、PDF データ、TIFF データ）
- (2) 道路台帳調書
- (3) 施設台帳関係資料
- (4) 橋梁点検調査関係報告書
- (5) 道路ストック調査関係資料（舗装、道路付属物、土木構造物）
- (6) 福岡県森林航空レーザ計測等データ
- (7) その他、本町が必要と認めるもの

## 第2章 業務内容

#### 第6条 (打合せ協議)

打合せ協議は業務着手時、中間時 3 回、業務完了時の計 5 回の打合せ協議を予定している。打合せ終了後は都度打合せ記録簿を作成し、本町と受注者の相互に確認するものとする。

#### 第7条 (計画準備・資料収集整理)

受注者は、業務開始に先駆け、必要かつ適切な工程計画・使用機器・技術者の配分等の作業

計画を策定するものとする。

また、本業務において、本町は業務を実施する上で必要となる資料を受注者に貸与するものとし、上記記載の貸与資料の他に必要な資料は別途協議のうえ貸与する予定である。その他受注者にて必要とする資料を収集し整理するものとする。

#### 第8条 (道路台帳整備基準書作成)

道路台帳図の電子化を実施するにあたり、業務完了後の運用、維持管理を考慮して関係法令に準拠した添田町独自の標準仕様となる道路台帳整備基準書（以下、「基準書」という。）を作成するものとする。

#### 第9条 (移動計測車両 (MMS) 計測)

受注者は、移動計測車両 (MMS) 計測を用いて取得された下記仕様のレーザ点群データ、カメラ画像データを調達準備し、必要な仕様確認および精度検証を実施するものとする。

対象路線	町内の国道、県道、町道を対象とする。
計測時点	令和8年4月1日以降に計測されたデータとする。
レーザ取得範囲	計測車両から全周囲・上空50mの範囲とする。 (遮蔽物のある場合を除く)
レーザ計測密度	道路上で900点/m <sup>2</sup> 以上とする。 (計測地点から5m以内)
レーザ点群の属性	X、Y、Z、反射強度を保有するものとする。
レーザ点群データの位置精度	検証用基準点の座標値の比較点検による許容誤差15cm以内とする。
カメラ画像データの使用	全天周画像をパノラマ表現した画像サイズ縦横比1:2のJPEG形式とし、間隔2mを標準とする。

点群データについては、AI技術のうち、セマンティック・セグメンテーション手法を用いて、3D点群データの物体種別を要素ごとに自動分類し、以下のクラス分けを行うものとする。

- (1) 地面
- (2) 植生
- (3) 柱状地物
- (4) 建物
- (5) 車 ⇒ 分類後 車道に関しては、除去予定 (削除予定)
- (6) 人/二輪 ⇒ 分類後 車道に関しては、除去予定 (削除予定)

#### 第10条 (道路台帳電子化 (地図情報レベル1,000))

- (1) レーザ反射強度オルソ画像作成

受注者は、レーザ点群データを用い、反射強度による日照の影響、道路上の一定高さ

以上の遮蔽物を除去した、レーザ反射強度オルソ画像を作成するものとする。位置情報はワールドファイル形式とする。

なお、レーザ反射強度オルソは、道路台帳図郭と同等の図郭割で切り出すこととする。

(2) 現地確認及び現地補測

受注者は、町内の国道、県道、町道のうち、計測不可能道路など移動計測車両（MMS）による計測データが調達できない道路に対しては、手持ちレーザを用いて補完する。また、取得レーザのみでは判断できない箇所については現地確認及び現地補測を行うものとする。

(3) 道路骨格データ作成

受注者は、レーザ反射強度オルソ画像、現地確認及び現地補測に基づき、町内の国道、県道、町道の道路縁を新規図化するものとする。

(4) 道路現況平面図データ作成

受注者は、基準書に従い、レーザ反射強度オルソ画像、現地確認及び現地補測に基づいて、町道の道路内地物を新規図化し、道路台帳現況平面図データを作成するものとする。

取得項目は下記のとおりとする。

歩道・植樹帯（列、帯）・側溝（種別）・側溝柵・中央帯・防護柵（GR、GP、GF）・橋梁・歩道橋・地下道・トンネル・駒止・街路灯・電柱
--------------------------------------------------------------------

(5) 道路台帳平面図要素データ入力・編集

受注者は、基準書に従い、道路台帳平面図データに必要な要素を、レーザ反射強度オルソ画像、現地確認及び現地補測により、入力及び編集を行うものとする。

取得する要素は下記のとおりとする。

起終点記号・中心線・路線番号・幅員（車道、歩道、中央帯）・舗装区分線・舗装種別・側溝種別・側溝幅・縦断勾配・曲線半径
------------------------------------------------------------

(6) 道路台帳測定基図要素データ入力・編集

受注者は、基準書に従い、道路台帳調書作成に必要な要素を、レーザ反射強度オルソ画像、現地確認及び現地補測により、道路台帳平面図データ上に入力及び編集を行うものとする。

取得する項目は下記のとおりとする。

区間切り線、区間番号
------------

また、道路台帳調書の最小単位である区間ポリゴンデータを、道路縁及び区間切り線

から生成し、構造化データの作成を行うものとする。

(7) 認定路線網図作成

受注者は、前項で作成した道路中心線を用い、認定路線網図を作成する。

認定路線網図には、各路線の情報を付与する。

道路種別・路線番号・路線名称・起終点地番・年月日（認定、区域決定、供用開始）

第11条 （道路台帳調書作成）

(1) 道路台帳調書データ取得

受注者は、基準書に従い、道路台帳書調書平面図データより道路台帳調書作成に必要な情報を取得するものとする。

(2) 道路台帳調書管理システムデータ作成

受注者は、取得した道路台帳調書データに対し、各項目チェックおよびデータ項目間の関連チェックを実施した後、電算処理を実施するものとする。

電算処理結果は、道路台帳調書管理システムに搭載するものとする。なお、道路台帳調書管理システムは、下記の道路台帳調書を管理するものとし、ノンプラグインで構築するものとする。

国土交通省（道路施設現況調査）による調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路現況調査（総括）</li> <li>・道路現況調査（独立専用自歩道）</li> <li>・道路現況調査（部分自歩道）</li> <li>・橋梁現況調査</li> <li>・トンネル現況調査</li> <li>・踏切道現況調査</li> </ul>
道路法に準拠した調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路台帳</li> <li>・実延長調書</li> <li>・橋調書</li> <li>・トンネル調書</li> <li>・鉄道等との交差調書</li> </ul>
地方交付税に関する省令に準拠した調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方交付税（道路橋梁費）算定基礎資料</li> <li>・道路及び橋梁数値の年間増減リスト</li> </ul>
総務省による調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設状況調査</li> </ul>
その他管理用調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定路線調書</li> <li>・実延長面積調書集計表</li> <li>・道路現況調書</li> <li>・部分自歩道調書</li> </ul>

(3) 構造物調書デジタル化

受注者は、既存の橋梁台帳・トンネル台帳・踏切台帳を PDF 化し、橋梁、トンネル、踏切の GIS データを作成した後、ファイリングを行うものとする。

第12条 (告示資料作成)

受注者は、前条にて作成した調書データと併せて、道路台帳整備に伴う諸手続きに必要な議会資料及び告示資料等の作成を行うものとする。

第13条 (道路照明灯データ作成)

受注者は、第9条で取得した三次元点群データ等から道路照明灯の位置を把握し、GIS データの作成を行うものとする。

第14条 (微地形表現図(赤色立体地図)作成)

受注者は、福岡県から提供された森林航空レーザ成果と、本業務で作成する移動計測車両(MMS)の3次元点群データの点密度を調整し、新たな数値標高モデル(DEM)を作成した後、傾斜量を赤色濃度で、尾根谷度を明度で計算・合成することで微地形表現図(赤色立体地図)を作成するものとする。

第15条 (三次元道路情報システム構築)

受注者は、第9条で取得したレーザ点群データ・全天周画像データ、第14条で作成した微地形表現図(赤色立体地図)を管理・閲覧するシステムを構築するものとする。システム機能は、別紙2「三次元道路情報システム機能表」を満たすものとする。

## 第3章 成果品

第16条 (成果品)

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 道路台帳整備基準書           | 1式 |
| (2) レーザ点群データおよび全天周画像データ | 1式 |
| (3) 道路台帳図データ            | 1式 |
| (4) 認定路線網図データ           | 1式 |
| (5) 道路台帳調書データ           | 1式 |
| (6) 告示資料                | 1式 |
| (7) 道路照明灯データ            | 1式 |
| (8) 微地形表現図(赤色立体地図)データ   | 1式 |

(9) 三次元道路情報システム	1 式
(10) 各バックアップデータ (HDD 格納)	1 式
(11) 業務報告書	1 式
(12) 打合せ協議記録簿	1 式

■別紙2:三次元道路情報システム機能表

分類	機能	内容
ファイル	環境設定	各種表示・動作環境の設定をする機能
表示	カメラコントロールの表示	座標軸・コンパス・グリッド・地図を表示及び非表示する機能
	カラー指定表示	R G B カラー及び単色で表示する機能
		標高値の階層化による色分け表示をする機能
		反射強度属性値の階層化による色分けし、表示する機能
	分割表示	画面を分割でき、3 D レーザ点群、全周囲映像、2 D 地図画像の位置を連動し表示する機能
	自由視点表示	3 D レーザ点群の水平・垂直移動、回転、拡大・縮小、上空表示といった自由な視点移動が可能な機能
	オーバーレイ表示	各種3次元データのほか、位置座標付きの画像データ等をオーバーレイして表示する機能
	全天周カメラ画像の表示	全天周カメラ画像を表示する機能
	断面表示	指定した範囲・箇所を断面表示する機能
	横断面の表示	一定範囲内の点群による横断面表示が指定でき、一定方向に連続移動が可能な機能
	円滑操作	点群表示においても滑らかに動作する操作機能
表示設定	点表示サイズ・背景色・表示精度を設定する機能	
	路面高（道路面からの高さ）の階層化による色分け表示機能	
ツール	計測	座標計測・面積計測をする機能
		フリー距離・水平距離・高さ・斜距離を計測する機能
		フリー角度・水平角度を計測する機能
	属性管理、計測	路離標や構造物等の位置情報を配置し、属性を検索して表示できる機能。
注記（コメント）作成	GIS形式のデータ（Shapeファイル）を読み込み、注記やライン、ポリゴン等のオブジェクトデータを画面上で表示できる機能	

データ	対応データ種別	<ul style="list-style-type: none"><li>・地形データ</li><li>・3次元点群データ</li><li>・3次元メッシュモデルデータ</li><li>・GISデータ (Shape ファイル)</li><li>・KML データ</li><li>・ラスタ画像データ</li></ul>
-----	---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 別紙3：搭載対象データ一覧

項番	課・係	地理空間情報またはGISの名称	情報の状態	搭載対象システム	
				公開型GIS	編集用サーバ
1	道路整備課用地維持係	道路台帳図	紙	○	○
2	防災管財課 防災安全係	添田町防災ハザードマップ	電子	○	○
3	農林業振興課・林業振興係	航空写真	電子	○	○
4	農林業振興課・林業振興係	微地形図	電子	○	○
5	住民課税務・滞納対策係	航空写真	電子	○	○
7	学校教育課学校教育係	バス停位置	電子	○	○
8	学校教育課学校教育係	バスルート	電子	○	○
9	商工観光振興課歴史文化財係	遺跡分布地図	電子	○	○
10	住民課税務・滞納対策係	字図	電子		○
11	農林業振興課・林業振興係	森林計画図	電子	○	○
12	防災管財課 防災安全係	消防水利台帳	電子		○
13	防災管財課 防災安全係	防犯灯台帳	電子		○
14	住民課税務・滞納対策係	土地登記データ（登記名義人、登記地目、登記地積のみ）	電子		○
15	農林業振興課・農業振興係	無人ヘリコプター農業散布図	電子		○
16	住環境整備課 住環境・契約係	都市計画基礎調査	電子	○	○

別紙4 機能要件一覧（公開型GIS）

モデル仕様書・要件定義					モデル仕様書 推奨機能	
機能分類体系			要件	詳細要件・補足説明	必須機能	今後拡張が望まれる機能
大項目	中項目	小項目				
基本事項	サービス提供環境	機器環境	利用者及び管理者等の操作機器環境として、指定する機器環境に対応すること。	利用者の機器環境 ・対応デバイス：スマートフォン、タブレット、パソコン ・対応ブラウザ：Safari、Google Chrome、Microsoft Edgeを推奨対応とし、主要なブラウザで利用可能であること。 ・一般的なスマートフォン、タブレット、パソコン等が有する基本的な機能のみで利用可能で、利用においてJava、ActiveX、.NET Framework等の特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。  管理者の機器環境 ・対応デバイス：パソコン ・対応OS：Windows 10、Windows 11 ・対応ブラウザ：Microsoft Edge	○	
		ネットワーク環境	サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化について指定する要件に対応すること。提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	利用者のネットワーク環境 ・インターネットで動作すること。  管理者のネットワーク環境 ・LGWAN又はインターネットで動作すること。 ・管理者のインターネットを利用した接続については、たがわ情報セキュリティクラウドを経由し、LGWAN端末で仮想インターネットを利用する環境で動作すること。	○	
		データ管理	データ管理環境について指定する要件に対応すること。提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	データを管理するデータセンターは、日本データセンター協会が定めるファシリティスタンダードの項目がティア3以上のものとする。  ・バックアップ環境：指定した場合を除き、全て日本国内で日本の法律が及ぶ範囲にシステム環境及びバックアップデータを配置すること。 ・本番環境が搭載されているサーバとは異なる環境にバックアップを取得すること。 ・バックアップのサイクル：日次 ・保有世代数：4世代以上	○	
	想定利用者数	サービス利用人数	想定されるサービス利用人数は右記の通りとする。	利用する人数に制限がないこと。	○	
		管理者機能利用人数	想定されるそれぞれの管理機能の利用人数は右記の通りとする。	同時に10人アクセスすることを想定したサービスとすること。ただし、利用する端末台数等の制限はないものとする。	○	
	デザイン・操作性	デザイン・操作性	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすい操作性が確保されていること。	—	○	
			利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること。	—	○	
		アクセシビリティ	「JIS X8341-3：2016」等のアクセシビリティに配慮していること。	「JIS X8341-3：2016」が規定する「レベルAA」に準拠するなどアクセシビリティに配慮したデザインであること。	○	
		多言語対応	指定する言語に対応すること。	日本語以外の言語の対応が可能であること。	○	
	データ移行	—	現行システム（サービス）で保有するデータを、新システム（サービス）の初期データとして移行（登録）できること。	特記仕様書 別紙3 搭載対象データ一覧のとおり	○	
	サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報（発注者が提供を希望する情報）については、契約終了時に全て抽出し発注者に提供可能とすること。	—	○	
		保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、速やかにシステムから消去し、そのエビデンスの提出や報告を行うこと。	—	○	
	地図の種類	—	システムで使用する背景地図の種類は指定のとおりとすること。	特記仕様書 別紙3 搭載対象データ一覧のとおり	○ ※選択可	
	利用規約等	利用規約への同意	サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）を取ることができること。	—	○	
		プライバシーポリシー	プライバシーポリシーを表示すること。	—	○	
	サービス利用者向け機能	トップページ	トップページ等	利用者向けトップページが設置できること。	—	○ ※選択可
		お知らせ機能	新着情報や問い合わせ先等の情報を登録でき、トップ画面等利用者にわかりやすい位置に表示できること。	—	○ ※選択可	
		利用者機能	操作説明	利用者に操作方法を示すことができること。	—	○

別紙4 機能要件一覧（公開型GIS）

モデル仕様書・要件定義					モデル仕様書 推奨機能	
機能分類体系			要件	詳細要件・補足説明	必須機能	今後拡張が望まれる機能
大項目	中項目	小項目				
	スマートフォン対応	表示	スマートフォンに最適化された画面表示ができること。ピンチイン、ピンチアウト、ドラッグなどスマートフォンの操作により地図操作を直感的に行えること。	—	○	
管理者向け機能	管理者登録	アカウント登録・設定	管理者アカウントの登録・設定ができること。	—	○ ※選択可	
		アカウント認証方法	二段階認証または多要素認証方法（再認証も含む）にも対応すること。	—		○
		ロール設定	管理アカウントごとのロール設定ができること。	—	○ ※選択可	
	統計機能	—	システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で確認できること。	—	○	
地図機能	地図コンテンツの表示	背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。	—	○	
		凡例表示	表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。	—	○	
		2画面表示	異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を同一画面内に並べて表示できること。	—	○	
			並べて表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。	—	○	
	主題情報	主題情報（施設情報や地図コンテンツ等）のレイヤと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。	—	○		
		レイヤ単位及び属性情報の分類単位で表示・非表示の切り替えができること。	—	○		
	地物の属性表示	テキスト情報などを属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。（事業者による対応でもよい。）	—	○		
		地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。	—	○		
		属性情報として数値、文字列、URLなどのデータ型を設定できること。	—	○		
		URLについてはハイパーリンクとして表示できること。	—	○		
		画像ファイルについては、ダウンロードしなくとも画面上に直接画像を表示できること。	—	○		
		地図上の地物の属性一覧を表示できること。	—	○		
		属性一覧画面から地物を検索できること。	—	○		
		CSV等で、地図に表示している地物の属性一覧を出力できること。また、利用者が出力項目等の設定が可能であること。	—	○	○	
	地図の機能	拡大縮小	表示地図の縮尺を拡大・縮小できること。	—	○	
			マウス操作により地図を拡大・縮小できること。	—	○	
		移動	地図を任意の方向に移動できること。	—	○	
			マウス操作により地図を移動できること。	—	○	
		現在地表示	表示デバイスの位置情報を利用し、現在地を表示できること。	—	○	
		中心マーク表示	表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。	—	○	
縮尺表示		表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。	—	○		
索引図表示		表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。	—	○ ※選択可		

別紙4 機能要件一覧（公開型GIS）

モデル仕様書・要件定義				
機能分類体系			要件	詳細要件・補足説明
大項目	中項目	小項目		
			索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。	—
		URLによる共有	表示している地図の内容を表示できるURL、二次元コードを表示できること。	—
		住所・目標物検索	住所情報による地図検索ができること。	—
			住所の表記は、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「—」「—（長音）」による表示等、想定される住所表記に対して対応できること。	—
			目標物による地図検索ができること。	—
		経緯度表示	地図の任意地点の経度・緯度を表示できること。	—
		経緯度検索	経度・緯度を指定して位置が検索できること。	—
		ルート検索	2地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できること。	—
		印刷	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。	—
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。	—
			コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。	—
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際のレイアウトを予め指定した独自の様式に変更できること。	—
		ファイル出力	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。	—
		計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。	—
			距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができること。	—
			計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。	—
		作図	地図上に一時的な図形（点・線・面等）を作成できること。	—
			一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。	—
地図の管理	主題情報のレイヤの表示		図形情報に対応するポイント（点）、ライン（線）、ポリゴン（面）を表示できること。	—
			レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。	—
			レイヤの表示順を設定できること。（事業者による対応でもよい。）	—
			レイヤの色分け表示、ラベル表示を設定できること。（事業者による対応でもよい。）	—
			ポイント（点）レイヤとして表示するアイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。	—
			背景図に対し、アイコンなどの表示項目の透過度が設定可能であること。	—
			線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。	—
			面レイヤは、枠線や塗りつぶし部分の種類、太さ、色、透過度等を変更できること。（事業者による対応でもよい。）	—
			図形（アイコンシンボル、線、面）の表示設定は、複数色、複数種類から選択できること。	—

モデル仕様書 推奨機能	
必須機能	今後拡張が望まれる機能
<input type="radio"/>	
※選択可	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	
※選択可	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	

別紙4 機能要件一覧（公開型GIS）

モデル仕様書・要件定義				
機能分類体系			要件	詳細要件・補足説明
大項目	中項目	小項目		
			線レイヤは、線の種類や太さ、色、透過度等を変更できること。（事業者による対応でもよい。）	—
			属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できること。	—
			属性情報の値（角度）に従い、ラベルやアイコンを回転してを地図上に表示できること。	—
			管理者で公開データの登録する場合については指定の通りとする。	登録データを事業者に引き渡し、事業者が登録を行う場合・公開するデータの種類や頻度は特記仕様書のとおり。 編集用サーバと連携してデータを公開する場合及び公開用データを発注者で登録する場合 ・編集用サーバにてデータを更新し、公開管理機能を利用して公開用データを更新できること。
			縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。 また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。	—
		地図の種類	公開する地図データの種類は指定の通りとする。	特記仕様書 別紙3 搭載対象データ一覧のとおり

モデル仕様書 推奨機能	
必須機能	今後拡張が望まれる機能
	○
○	
○	
○ ※選択可	
○	
○ ※選択可	

## 別紙5：非機能要件一覧

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等	
A.1.3.1	可用性	継続性	RPO(目標復旧地点) ※(業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、5営業日前の時点(週次バックアップからの復旧)までのデータ復旧を目標とすること。	RPO:業務停止を伴う障害が発生した際、バックアップしたデータなどから情報システムをどの時点まで復旧するかを定める目標値。	
A.1.3.2			RTO(目標復旧時間) ※(業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、1営業日以内でのシステム復旧を目標とすること。	RTO:業務停止を伴う障害(主にハードウェア・ソフトウェア故障)が発生した際、復旧するまでに要する目標時間。	
A.1.3.3			RLO(目標復旧レベル) ※(業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、一部システム機能の復旧を実施すること。	RLO:業務停止を伴う障害が発生した際、どこまで復旧するかレベル(特定システム機能・すべてのシステム機能)の目標値。	
A.1.4.1		災害対策	システム再開目標(大規模災害時)	大規模災害時、システムに甚大な被害が生じた場合、システムは、一ヶ月以内に再開することを目標とすること。		
A.1.5.1			稼働率	年間のシステム稼働率は、99.5%を目標とすること。		
A.3.1.1			復旧方針	ディスクレイなどの外部記憶装置を物理的に複数台用意するなど、冗長性が確保された同一の構成で情報システムを再構築すること。		
A.3.2.1		保管場所分散度	遠隔地へのデータ保管は、ベンダーによる提案事項とすること。			
A.3.2.2		保管方法	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、運用サイトとは別途で、媒体による保管により、データ・プログラムを保管する場所を設置すること。			
B.1.1.1	性能・拡張性	業務処理量	ユーザ数	利用する人数は上限が決まっている。(住民アクセスは制限がないこと。)		
B.1.1.2			同時アクセス数	同時アクセス数は、同時アクセス※の上限が決まっている(住民アクセスは制限がないこと。)	同時アクセス数:ある時点でシステムにアクセスしているユーザ数のこと。パッケージソフトやモデルウェアのライセンス価格に影響することがある。	
B.1.1.3			データ量(項目・件数)	データ量は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、必要と想定されるデータ量を見込むこと。	
B.1.1.4			オンラインリクエスト件数※	オンラインリクエスト件数は、ベンダーによる提案事項とすること。	オンラインリクエスト件数:単位時間ごとの業務処理件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目。	
B.1.1.5			バッチ処理件数	業務処理件数は、ベンダーによる提案事項とすること。		
B.1.2.1			ユーザ数増大率	バッチ処理件数は、仕様の対象としない。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。	
B.1.2.2			同時アクセス数増大率	同時アクセス数は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。	
B.1.2.3			データ量増大率	データ量増大率は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。	
B.1.2.4			オンラインリクエスト件数増大率	オンラインリクエスト件数増大率は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。	
B.1.2.5			バッチ処理件数増大率	バッチ処理件数増大率は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。	
B.2.1.4			性能目標値	通常時オンラインレスポンスタイム※	通常業務時のオンラインレスポンスタイムは、規定しない。	オンラインレスポンスタイム:オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス。システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンスが必要かについて確認する。アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・アクセス集中時・縮退運転時ごとにレスポンスタイムを決める。
B.2.1.5				アクセス集中時のオンラインレスポンスタイム	業務繁忙等によるアクセス集中時のオンラインレスポンスタイムは、規定しない。	
B.2.2.1				通常時バッチレスポンス※順守度合い	通常時のバッチレスポンスタイムは、順守度合いを定めないこと。	バッチレスポンス:バッチシステム利用時に要求されるレスポンス。システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス(ターンアラウンドタイム)が必要かについて確認する。更に、アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時ごとに順守度合いを決める。
B.2.2.2				アクセス集中時のバッチレスポンス順守度合い	業務繁忙等によるアクセス集中時のバッチレスポンスタイムは、順守度合いを定めないこと。	

## 別紙5：非機能要件一覧

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
C.1.1.1	運用・保守性	通常運用	運用時間 (平日)	平日運用時間は、24時間利用を前提とすること。	
C.1.1.2			運用時間 (休日等)	休日運用時間は、24時間利用を前提とすること。	
C.1.2.2			外部データの 利用可否	データ復旧の際、外部データの利用は、一部のデータ復旧に利用できること。	
C.1.2.3			データ復旧 の対応範囲	データ復旧の対応範囲は、障害発生時のデータ損失防止とすること。	
C.1.2.5			バックアップ 取得間隔	バックアップの取得間隔は、システム構成の変更時など、任意のタイミングとすること。	
C.1.3.1			監視情報	エラー監視を行うこと。	
C.2.3.5	保守運用	OS等パッチ 適用タイミング	OS等のパッチについては、緊急性の高いパッチ※は即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行うことを目標とする。	OS等パッチ情報の展開とパッチ適用のポリシーに関する項目。OS等は、OS、ミドルウェア、その他のソフトウェアを指す。	
C.4.3.1	運用環境	マニュアル 準備レベル	運用マニュアルについては、各製品標準のマニュアルを利用すること。		
C.4.5.1		外部システムとの接続 有無	外部システムとの連携は、ベンダーによる提案事項とすること。		
C.5.2.2	サポート体制	保守契約 (ソフトウェア)の種類	ソフトウェア保守契約種類は、問い合わせ対応をベンダーが実施すること。		
C.5.3.1		ライフサイクル 期間	ライフサイクル期間は、5年とすること。		
C.5.9.1		定期報告会 実施頻度	運用の定期報告は、四半期に1回程度実施すること。		
C.5.9.2	報告内容の レベル	保守の定期報告は、ベンダーによる提案事項とすること。			
C.6.2.1	その他の運用 管理方針	問い合わせ 対応窓口の 設置有無	運用保守時の問い合わせ窓口については、ベンダーの既設コールセンターを利用すること。		
D.1.1.1	移行性	移行時期	システム移行 期間	既存システムから新システムへの移行期間は、3ヶ月未満とすること。	
D.1.1.2			システム停止 可能日時	システム移行時のシステム停止可能日時は、1日(計画停止日を利用)とすること。	
D.1.1.3			並行稼働の 有無	システム移行時の並行稼働期間は、無しとすること。	
D.3.1.1	移行対象 (機器)	設備・機器 の移行内容	現行システムで利用している設備・機器は、移行対象無しとする。		
D.4.1.1	移行対象 (データ)	移行データ 量	現行システムから新システムへ移行するデータについては、ベンダーによる提案事項とすること。		
D.5.1.1	移行計画	移行のユーザ/ ベンダー作業 分担	現行システムから新システムへのデータ移行作業は、ユーザとベンダーと共同で実施すること。		
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・ 制約条件	遵守すべき 規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等は、有りとする。(要領及び特記仕様書のとおり)	
E.2.1.1		セキュリティ リスク分析	リスク分析 範囲	セキュリティリスクの分析なしとすること。	
E.3.1.2		セキュリティ 診断	Web診断実 施の有無	Web診断は、実施すること。	
E.4.3.4		セキュリティ リスク管理	ウイルス定 義ファイル 適用タイミ ング	システム脆弱性等に対応するためのウイルス定義ファイルについては、定義ファイルリリース時に実施すること。	
E.5.1.1		アクセス・利 用制限	管理権限を 持つ主体の 認証	認証方法は、1回とすること。	

## 別紙5：非機能要件一覧

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
E.5.2.1			システム上の対策における操作制限度	操作制限は、必要最小限のプログラムの実行、コマンド※の操作、ファイルへのアクセス※のみを許可すること。	
E.6.1.1		データの秘匿	伝送データの暗号化の有無	伝送データについては、認証情報のみ暗号化すること。	
E.6.1.2			蓄積データの暗号化の有無	蓄積データについては、認証情報のみ暗号化すること。	
E.7.1.1		不正追跡・監視	ログの取得	ログの取得については必要なログを取得すること。	
E.7.1.3			不正監視対象(装置)	不正監視対象は、重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分とすること。	
E.10.1.1		Web対策	セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の強化	セキュアコーディング、Webサーバの設定等は、対策の強化すること。	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。 Webシステムが攻撃される事例が増加しており、Webシステムを構築する際には、セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の実施を検討する必要がある。
E.10.1.2			WAF※の導入の有無	WAFの導入は、無しとすること。	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。 WAF※とは、Web Application Firewallのことである。
F.1.1.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	システム構築時には、条例等の制約無しとすること。	
F.1.2.1			運用時の制約条件	システム運用時には、制約無しとすること。	

※本資料は、地方共同法人地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート(地方公共団体版)業務・情報システム分類グループ②」を用いて、必要箇所を抽出の上一部編集して作成している。(https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms\_92978324-2.html)  
※「項番」は、当該シートの内容記載しており、再附番は行っていない。

別紙6：機能要件一覧(編集用サーバ)

大項目	中項目	小項目	要件	対応	備考(△の場合は備考欄に代替案を記入すること)	
サービス利用者向け機能	トップページ	トップページ等	利用者向けトップページが設置できること。			
	利用者機能	操作説明	利用者に操作方法を示すことができること。			
管理者向け機能	管理者登録	アカウント登録・設定	管理者アカウントの登録・設定ができること。 管理アカウントごとのロール設定ができること。			
		ロール設定	ユーザ毎に操作及びデータ権限(閲覧、編集等)を設定できること。 窓口業務等に利用するユーザ等、特定のユーザが常にログインできる仕組みを設定できること。			
	統計機能		システム運用状況を集計できること。			
	グループ・ユーザ管理	ユーザ作成	ユーザ情報、グループ情報を追加・編集・削除できること。			
		レイヤ管理	レイヤの利用権限、属性権限、情報公開レベル等を設定できること。			
		ログ管理	システムへのログインユーザの状況の確認及び、システム操作を記録(クライアントIPアドレス、操作内容とその日時等)できること。			
	アクセス管理	セッション管理	既存のユーザ管理システムとの連携によりシングルサインオンできること。 システムの同時利用者を管理し、最大利用者数を制限できること。			
地図コンテンツの表示	背景図	地形図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。			
		凡例表示	表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。			
	地図表示		画面サイズに合わせて地図サイズを自動的に調整できること。 地図クレジットを表示できること。レイヤの表示状態に合わせて自動的に表示を調整する。			
		主題情報	主題情報(施設情報や地図コンテンツ等)のレイヤと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。 レイヤ単位及び属性情報の分類単位で表示・非表示の切り替えができること。 複数のレイヤの組合せをレイヤセットとして設定し、名前付けて保存できること。 事前に登録したレイヤセットを指定し、表示レイヤを切り替えられること。 レイヤごとに、線種、線色、塗りつぶし色等を任意に設定する。ユーザ毎に個別に設定ができること。 テキスト情報などを属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。(事業者による対応でもよい。)			
	地物の属性表示		地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。 クリックした位置の地物をすべて選択し、一覧表示できること。 属性情報として数値、文字列、URLなどデータ型を設定できること。 URLについてはハイパーリンクとして表示できること。 属性情報に画像等のファイルを関連付けられること。 属性画面に、地物に紐づく関連ファイルのサムネイルを表示できること。 地図上の地物の属性一覧を表示できること。 属性一覧画面から地物を検索できること。 CSV等で、地図に表示している地物の属性一覧を出力できること。また、出力項目等の管理が可能であること。			
		地図の機能	拡大縮小	表示地図の縮尺を拡大・縮小できること。 マウス操作により地図を拡大・縮小できること。		
			移動	地図を任意の方向に移動できること。 マウス操作により地図を移動できること。		
			中心マーク表示	表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。		
			縮尺表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。		
			索引図表示	表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。 索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。		
	住所・目標物検索			住所情報による地図検索ができること。 住所の表記は、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「ー」「ー(長音)」による表示等、想定される住所表記に対して対応できること。 目標物による地図検索ができること。 キーワード入力による地図検索ができること。キーワードは文字の部分一致で検索できること。 リスト選択による地図検索ができること。 検索キーワードを複数指定して住所や目標物を検索できること。		
			経緯度表示	地図の任意地点の経度・緯度を表示できること。		
経緯度検索		経度・緯度を指定して位置が検索できること。				
地図機能	ルート検索	2地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できること。				
	個別値色分け	地物(属性を持つ図形)の属性情報を使って、色塗り主題図を作成できること。				
	ランク値色分け	地物が保有する属性値に対して、ランクを与えてランク毎に色塗り主題図を作成できること。				
	ラベル表示	地物が保有する属性値を地図上に文字列として表示できること。				
	グラフ表示	地物が保有する属性値に対して、グラフを作成し表示できること。				
	印刷		画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。 出力時の縮尺や枠線の種類、表示するタイトル、スケールバー、方位シンボル等の種類やレイアウトを設定できること。 事前に作成した印刷書式を呼び出し、利用できること。 都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。 コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。 都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際のレイアウトを予め指定した独自の様式に変更できること。			

別紙6：機能要件一覧(編集用サーバ)

大項目	中項目	小項目	要件	対応	備考(△の場合は備考欄に代替案を記入すること)
	主題図機能	ファイル出力	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。 地図画面に表示した空間データをGIS(Shape、KML等)、CAD(DXF等)のデータとして出力できること。		
		計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。		
			選択したポリゴン図形の外周を計測して表示できること。		
			距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができること。 計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。		
		作図	地図上に一時的な図形(点・線・面等)を作成できること。		
			一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。		
			地図上に図形を登録できること。		
			地図上にテキストを追加できること。		
			地図上にアイコン、シンボルを追加できること。 作図済の図形を編集できること。		
		属性登録	作図した図形に対して関連する属性を入力し、付与できること。		
		属性編集	指定した図形に関連付く任意の属性値を編集できること。		
		GISデータ入力	Shape形式のGISデータをインポートできること。 KML形式のGISデータをインポートできること。		
		CADデータ入力	DXF形式のデータをインポートできること。		
		アドレスマッチング	住所含む属性情報が入力されているCSVまたはテキスト形式のファイルをインポートし、地図上に展開できること。		
	EXIFインポート	座標付き写真画像をインポート、地図上に展開できること。			
	地図の管理	主題情報のレイヤの表示	図形情報に対応するポイント(点)、ライン(線)、ポリゴン(面)を表示できること。		
			レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。		
			ポイント(点)レイヤとして表示するアイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。		
			背景図に対し、アイコン等の表示項目の透過度が設定可能であること。		
			線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。		
			図形(アイコンシンボル、線、面)の表示設定は、複数色、複数種類から選択できること。		
			属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できること。		
			属性情報の値(角度)に従い、ラベルやアイコンを回転して地図上に表示できること。		
			縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。		
			また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。		